

令和3年度

第10回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和4年1月5日(水) 午後1時30分～午後3時45分

場所 庄原市ふれあいセンター

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画(2月1日公告)の決定について

議案第3号 農用地利用配分計画原案の承認について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 非農地証明申請について

議案第6号 農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段の面積及び

区域の指定について

議案第7号 庄原市農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更の承認

について

議案第8号 庄原市農地利用最適化推進委員の辞任に同意を求めることに

ついて

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	植木 登夫	○		13	明賀 美伸	○	
2	原田 實夫	○		14	藤原 富雄	○	
3	堀江 唯雄	○		15	柳生 卓三	○	
4	木村 英宗	○		16	高坂 勝博	○	
5	三吉 和宏	○		17	金本 篤子	○	
6	増谷 克則	○		18	前田 憲二	○	
7	入谷 弘之	○		19	道下 和子	○	
8	財間 敏行		○	20	島津 秀樹	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	宮崎 讓	○		23	松長 百合子	○	
12	竹森 達	○		24	名越 光紀	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦	○		出張所長	麻尾 浩祥		○
係長	中村 征巳	○		主任	小田 正儀	○	
主任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主事	辻田 成美	○		出張所長	石原 豊年		○
(西城出張所)				主任	藤原 直人		○
出張所長	山口 博昭		○	(比和出張所)			
主任	細川 美加	○		出張所長	小田 雅平		○
				主任	桑原 惣		○
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	中島 智治		○	出張所長	佐々木 敏也		○
主事	宮永 竣介	○		主事	荻原 綾乃		○

事務局長	<p>ただ今より、令和3年度第10回庄原市農業委員会総会を開催いたします。(午後1時30分)</p> <p>本日は8番の財間委員から欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>それでは、道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長を務めていただきます。</p> <p>(挨拶)</p>
議長	<p>それでは、会議を開会いたします。</p> <p>ただ今の出席委員は23名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。</p>
議長	<p>続きまして本日の議事録署名者を指名させていただきます。2番原田委員さん、3番堀江委員さん、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>受付番号39から44の6件について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)</p>
事務局員 (東城)	<p>(議案説明資料にて、受付番号42について、譲受人の予定耕作面積と農機具の保有状況から農地の管理が困難ではないかと懸念されたため、現在の耕作状況と営農計画について確認を行ったことを説明)</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>ここで皆様からご質疑・ご意見を受け付けます。何かございますか。</p>
16番高坂委員	<p>受付番号42について、自然農法というものを皆さん分からないのが現状ではあるが、草が生えて地元の人に迷惑が掛からないように、とお願いをした。</p>
17番金本委員	<p>受付番号42について、こんなに広い面積を耕作されるのであれば引越した方がいいのではと思うが、そういう予定はないのか。</p>
事務局員 (東城出張所)	<p>今回申請のあった農地の近くに事務所があって、農地を購入するのに東城町戸宇を選ばれたとのことでした。</p> <p>車を使って30分で通える距離なので、本人さんも問題はないとおっしゃられていまし</p>

議長	た。
議長	この譲受人について、何をされている方なのか等もう少し詳しく説明をお願いしたい。
事務局員 (東城出張所)	<p>貿易関係の仕事をされている方で海外に物を輸出されて生計を立てているのですが、コロナウイルスの影響もあって貿易の仕事があまりないということで、現在は農業に力を入れているようです。</p> <p>仮にコロナが収束した場合農業はどうされるのかも聞いてみたのですが、農業も引き続き行っていきたいとのことでした。</p> <p>非常に日本の農業に関心を持っていらっしゃるいろいろなことに積極的に取り組まれる方です。</p>
議長	他にございませんか。
21 番天根委員	受付番号 42 について、譲受人が元々持っておられる面積も多いが、その農地の管理状況は分かるか。
事務局員 (東城出張所)	<p>新見市の農地の管理状況としては米が作付けされている田と畑については手作業で植え付け、収穫をされており、それ以外のところについては草刈りのみがされていました。</p> <p>米が作付けされていたところは、約一反(982 m²)です。</p> <p>収穫量は 200 kg と広島県の平均に比べると半分以下くらいになっています。</p>
議長	広島県の神石高原町でも農地を求めていると聞いたのだが、それはどうなったのか。
事務局員 (東城出張所)	神石高原町でも農地を取得するための申請が出ておりましたが、神石高原町の農業委員会と事前協議をしていく上で、申請地が圃場整備田で荒廃農地にすることができないということで、耕作能力など協議をした結果、申請を取下げたとのことでした。
議長	他にございませんか。
5 番三吉委員	<p>受付番号 42 について、移転しようとする理由が売買の為とあるがこれは結果であって、理由ではない。</p> <p>譲渡人どういう理由で譲り渡そうとするのか、譲受人はどういう理由で譲り受けようとするのか教えてほしい。</p> <p>農業従事状況は今の状況だと思うが、譲受人が 240 日、子が 150 日、同居人が 200 日となっているのは、これでしているのは米が 1000 m² 後は草刈りということか。</p>

	<p>効率的な農地利用による生産があって初めて農業従事というのではないか、受付段階で適切な数字と思ったのか。</p> <p>今までの機械保有状況で効率的な農業経営がされているのか。</p> <p>今回 12,000 m²増えるからといって、本当に田植え機、トラクター、コンバインが借りられるのか。誰から借りるのかなど聞いていないか。</p>
<p>事務局員 (東城出張所)</p>	<p>理由についてですが、譲渡人は県外への転出を予定されており東城町にある財産を処理したいという思いで売買に出されておりました。</p> <p>譲受人は農業に興味関心があって、仕事の事務所がある東城町戸宇の農地を買うことを決められました。</p> <p>家の周りにも農地がありますので管理をされていらっしゃいます。</p> <p>実際、手作業でやったときにどのくらいの範囲で作業ができるのかは把握ができておらず、分かりません。</p> <p>今作業されているところは実際に作付けされた田については稲刈りが終わった状態で、畑についても作物の受付がされてあって、雑草は刈ってあり草マルチがしてありました。作っていないところについては草を刈ってある程度の管理でした。</p>
<p>議長</p>	<p>今後のこともありますので地元の東城町の委員から何かご意見はございませんか。</p>
<p>14 番藤原委員</p>	<p>申請地の現状よりも説明資料の管理されている農地の方が綺麗に管理されていると思います。</p> <p>譲渡人は農地として管理できる範囲で管理されてきたという状況です。</p>
<p>9 番森兼委員</p>	<p>譲渡人と譲受人に親戚関係等はあるのか。</p>
<p>事務局員 (東城出張所)</p>	<p>特に親族関係はなく、不動産屋が仲介に入ってお互いの利害が一致したということで売買に至っております。</p>
<p>議長</p>	<p>他にございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、ないようですので採決に移らせていただきます。</p> <p>意見や質問の多かった受付番号 42 は別に採決いたします。</p> <p>「農地法第 3 条の規定による許可申請」について、受付番号 39 から 41、43、44 の 5 件を一括で採決したいと思います。これにご異議はございませんか。</p>

議長	(なしという声)
議長	<p>それでは受付番号 39 から 41、43、44 の 5 件について申請の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>それでは受付番号 42 について、申請の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手多数、決定されました。</p> <p>せっかく東城に土地を求められたので、東城の委員さん方にご指導や見守りをさせていただければと思います。</p>
議長	<p>続きまして、議案第 2 号「農用地利用集積計画(2月1日公告)の決定」について上程いたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画書の令和 3 年 12 月期の申し込み分については、「令和 4 年 2 月 1 日公告 利用権設定内訳」のとおりです。</p> <p>今回は 1 月 31 日に終期が来るものの更新分が多く、利用権設定(一般分)が合計 315 件、1,388,728.72 m²、利用権設定(農地中間管理事業分)が合計 4 件、32,266 m²、利用権設定(移転分)が合計 1 件、2,549 m²となっております。</p> <p>以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。しばらく資料にお目通しください。</p> <p>何かご質問・ご意見等ございますか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>それでは、ないようですので採決に移らせていただきます。</p> <p>採決の前に「農業委員会等に関する法律」により議事参与の制限を受けることとなる、9 番森兼委員さん、14 番藤原委員さん、15 番柳生委員さん、16 番高坂委員さん、20 番島津委員さんにご退席お願いいたします。</p> <p>(該当委員退席)</p>

議長	<p>それでは「農用地利用集積計画の決定」について提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。それではお戻りください。</p> <p>(該当委員着席)</p>
議長	<p>続きまして、議案第3号「農用地利用配分計画原案の承認」について上程いたします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条により本市農業振興課から本市農業委員会に対して計画原案への意見を求められております。</p> <p>内容は、先ほどご承認いただいた利用権設定(農地中間管理事業分)に関するものが2件です。</p> <p>利用集積計画に挙げられていた2件 32,266 m²について、比和町三河内の 26,194 m²を松本一夫様へ、6,072 m²を村岡克之様へ配分する計画となっております。</p> <p>以上の配分計画原案は、この農業委員会の承認後、広島県知事が認可し公示されます。</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>皆様からご質問・ご意見等はございますか。</p>
5番三吉委員	<p>村岡さんは営農型太陽光の案件の耕作者だったと思うが、新たに5000 m²が増えることに伴う全体的な営農計画及び太陽光の営農との絡みについて確認はしているのか。</p>
事務局員 (比和出張所)	<p>村岡さんはこの地域の人・農地プランの担い手になっており、営農型太陽光の話が出る前にこの土地については契約までに1年かかりましたが、蕎麦を作付けすると聞いております。</p> <p>営農型太陽光については雪が降る前に着工したかったのですが、機材の確保等で着工はできてないのですが、計画通りされるとは聞いています。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>ないようですので、採決に移らせていただきます。</p> <p>「農用地利用配分計画原案の承認」について提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>

議長	<p>挙手全員、決定されました。</p> <p>続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」について上程いたします。 受付番号37から39の3件について事務局からの説明をお願いいたします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(説明 以下 概要)</p> <p>受付番号37</p> <p>位置等：説明資料の3・4ページに記載 転用事由：分譲宅地造成 資金計画：全額自己資金 他法令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：手続き不要な都市計画区域の第一種住居地域の用途地域内 その他：造成のみの転用が可能</p> <p>受付番号38</p> <p>位置等：説明資料の3・5ページに記載 転用事由：一般住宅 資金計画：一部自己資金、一部借入資金 他法令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：手続き不要な都市計画区域の第一種住居地域の用途地域内</p>
事務局員 (西城出張所)	<p>受付番号39</p> <p>位置等：説明資料の6・7ページに記載 転用事由：貯水槽ポンプ施設 資金計画：全額自己資金 他法令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：農業用施設用地に変更済み その他：顛末書の添付あり</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>皆様から何かご質問・ご意見等がございますか。</p> <p>(なしという声)</p>

議長	<p>ないようですので採決に移らせていただきます。</p> <p>「農地法第5条の規定による許可申請」について受付番号37から39の3件を一括で採決したいと思います。</p> <p>これにご異議はございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>それでは受付番号37から39の3件について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第5号「非農地証明申請」について上程いたします。</p> <p>受付番号37から43の7件について、事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(説明 以下 概要)</p> <p>受付番号37・38</p> <p>位置等：説明資料3・8ページに記載</p> <p>潰廃事由：受付番号37の2筆は、昭和54年頃、家の前の農道が拡幅された際、その大半が公衆用道路となったため、耕作に適さないほど狭くなり、以降宅地の一部となった。</p> <p>受付番号38は平成13年に圃場整備に関連して前の道路がアスファルト舗装された際に併せてコンクリート舗装し、以降駐車場として利用している。</p> <p>現地確認：受付番号37は塀の内側で庭に、受付番号38はコンクリート舗装された駐車場になっており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p> <p>その他：顛末書の添付あり</p> <p>受付番号39</p> <p>位置等：説明資料3・9ページに記載</p> <p>潰廃事由：平成10年に隣地の方からの要望により進入路が狭く不十分なため、拡張工事をして利用していた。</p> <p>現地確認：現地は道路として利用されており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p> <p>その他：顛末書の添付あり</p> <p>受付番号40</p> <p>位置等：説明資料3・9ページに記載</p>

<p>事務局員 (西城出張所)</p>	<p>潰廃事由：平成 10 年に造成し、駐車場として利用している。 現地確認：現地は申請者の自宅に隣接した駐車場として利用されており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p> <p>受付番号 41 位置等：説明資料 6・10 ページに記載 潰廃事由：平成元年頃自宅を建築した際に、宅地の一部として転用した。 現地確認：現地は宅地として利用されており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。 その他：顛末書の添付あり</p> <p>受付番号 42 位置等：説明資料 6・11 ページに記載 潰廃事由：昭和 48 年に農機具倉庫を建築し、現在は物置兼車庫として利用している。 現地確認：現地は倉庫が建っており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。 その他：顛末書の添付あり</p> <p>受付番号 43 位置等：説明資料 6・12 ページに記載 潰廃事由：昭和 50 年頃耕作するものがいなくなり、山林になった。 現地確認：現地は山林化しており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見を受け付けます。何かございますか。</p> <p>(なしという声)</p>
<p>議長</p>	<p>ないようですので採決に移らせていただきます。 「非農地証明申請」について受付番号 37 から 43 の 7 件を一括で採決をしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、受付番号 37 から 43 の 7 件について申請の通り証明することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、証明されました。</p>

議長	<p>続きまして、議案第6号「農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段面積及び区域の指定」について上程いたします。</p> <p>この件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>住宅に付随した農地の所有権移転に関する下限面積の引き下げ案件です。住宅と合わせて所有権移転しようとする農地は、本村町字友広の畑1筆、498㎡です。</p> <p>購入予定者の上間氏は現在、西城町にお住まいの方です。空き家バンクに記載のあった建物の購入し、転居をするとのことで、住宅に付随する今回申請の農地の購入も希望されています。</p> <p>申請書には、双方の売買契約書の写しが添付されております。このたび指定承認をいただきますと、来月3条申請書を提出いただき、下限面積の要件以外の内容を審査し3条許可後、農地については所有権を移転することとなります。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>皆様からご質問・ご意見等はございますか。</p>
16番高坂委員	<p>隣接する326番1と324番1の所有者は申請地の所有者とは違うのか。</p>
事務局員 (本庁)	<p>所有者は違う方です。</p>
議長	<p>他にございますか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>ないようですので採決に移ります。</p> <p>「農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段面積及び区域の指定」について、事務局の提案のとおり賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第7号「庄原農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更の承認」について、市より意見を求められておりますので上程いたします。</p> <p>説明をお願いします。</p>
農業振興課	<p>本市では、農業振興地域整備計画の農用地利用計画において今後の農地利用の方針や農</p>

職員	<p>用地区域を定めており、農地転用等の場合においては農用地区域に含まれない土地として整備計画の内容を変更する必要があります。</p> <p>その際には、農業委員会の意見を聞くことが法律で定められております。</p>
農業振興課職員	<p>今回の庄原農業振興地域変更計画は、除外が 54 件、筆数 87 筆、編入が 0 件、用途変更が 2 件、筆数 3 筆となっております。</p> <p>(資料を元に説明)</p>
農業振興課職員	<p>手続きが順調に進みましたら 3 月下旬には手続きが完了する予定です。</p> <p>具体的な手続きの流れとしては、まず県に事前調整協議を行い、その後今行っている意見を聞く段階に入ります。</p> <p>他の関係機関にも意見を聞きまして回答があり次第、整備計画書の変更案を公告し、30 日間縦覧する予定としております。</p> <p>その後、15 日間の異議申し出の期間が設けられております。</p> <p>地域住民であれば縦覧期間中、異議申し出の期間中に意見書を提出することができるようになっております。</p> <p>農用地区域内の土地所有者等については、異議申し出期間中に異議申し出をすることができます。</p> <p>異議申し出がなかった場合には、県へ協議の申し出をし、同意の回答があれば正式に整備計画書として認められることとなります。</p> <p>これにより、土地所有者においては除外の手続きが完了したという形になります。</p> <p>今回の案件について内容をご確認いただき回答していただきますのでご意見がありましたらよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>しばらく資料にお目通しください。</p>
議長	<p>皆様の方から何かご質疑・ご意見はございますか。</p>
5 番三吉委員	<p>資料 6 ページ土地改良事業等との調整状況について、順番に詳しく説明をお願いしたい。</p>
農業振興課職員	<p>位置番号 1 については、地域の寺の駐車場として利用するために申し出がされております。現在は寺の駐車場がなく、周辺道路の脇に停めている状況です。法要等で沢山の方がいらっしゃるので駐車場を建設したいとのことでした。</p> <p>農振法第 13 条第 2 項の 5 要件に関しては第 1 種農地ではありますが、一団の農地の端に</p>

<p>農業振興課 職員</p>	<p>位置し隣が寺院となっているので、農業上の効率的な利用、農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れがないということで申請をされております。</p> <p>位置番号9については、転用事業者が住宅を建築したいとのことです。 当該農地は圃場整備の実施地区ですが工事後32年経過しており、集団農地の端に位置し集落にも接続しているため、農用地の集団性は保たれ、周辺農地の農業利用にも支障がないということで申請をされております。</p>
<p>農業振興課 職員</p>	<p>位置番号11については、モデルルームを建築したいとのことです。 当該農地は集団農地の端に位置し、すぐ横には住宅用地がありまして裏は山になっております。集落に接続しており農用地の集団性は保たれ、周辺農地の農業利用に支障がないとのことで申請をされております。</p>
<p>事務局員 (口和出張所)</p>	<p>位置番号33については、申請者の息子さんが家を建てたいとのことです。 農地以外のところを探されましたがこの地域は谷あいになっておりまして、その他のところは土砂災害警戒区域に入っておりました。 他の農地も検討されましたが、道路からの高低差が激しい、水道の関係、面積が足りない等で代替地がなく申請をされております。</p>
<p>事務局員 (比和出張所)</p>	<p>位置番号42については、申請者が畜産をするためトラクター等を購入して新しい農機具格納庫が必要になったとのことです。 代替地を検討しましたが進入路の確保等を考慮するとこの場所しかないとのことで申請をされております。</p>
<p>5番三吉委員</p>	<p>位置番号9について、土地所有者と転用事業者の関係性は後継者などではなく、特に関係がない売買で合っているか。</p>
<p>農業振興課 職員</p>	<p>そのとおりです。</p>
<p>5番三吉委員</p>	<p>ここで承認すれば次に農業委員会に転用の申請が出た時には認めざるを得なくなるので、農振除外の時に農業委員と職員も現地を見に行っている。 第1種農地は基本的に効率的な農地利用をしなくてはならない。第1種農地を人に売る宅地のために、モデル住宅を建てるために除外をしていいのか。 位置番号9と11について、除外を認める理由をはっきり教えてほしい。</p>

<p>事務局職員 (本庁)</p>	<p>位置番号 9 について、農地法の関係でいえば代替地と第 1 種農地の不許可の例外という視点から見ております。</p> <p>不許可の例外につきましては農地法施行規則第 33 条第 4 項の「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」にあたります。</p> <p>位置的には住宅を建てられる方の親族が近くにおられ、奥まった農地で集落に接続した場所でした。</p>
<p>農業振興課 職員</p>	<p>転用事業者は将来両親の農業を後継する目的で実家である新庄町の周辺に住宅を建てるのに適切な場所を探したところ、実家の隣で集団の農用地利用に問題がない該当地を申請しております。</p>
<p>3 番堀江委員</p>	<p>実家の隣にある畑であり、位置からしても山手に寄ったところで猪が出入りするような場所だったので問題ないだろうと判断した。</p>
<p>議長</p>	<p>引き続いて位置番号 11 についてお願いいたします。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>位置的には山手の方にあり一区画が 1 反に満たないような圃場整備田です。</p> <p>周辺は住宅の建設が進んでおりまして、集団農地に支障をきたすような場所ではありません。</p> <p>農業委員会の方からとしては第 1 種の不許可の例外にあたるかですが、農地法施行規則第 33 条第 4 項の「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」にあたります。</p> <p>転用事業者は 2 km 以内に営業所があるということで規定上許可ができると協議しております。</p>
<p>5 番三吉委員</p>	<p>モデルルーム展示場、それに付随する駐車場はあくまで営業施設だが、第 1 種農地の不許可の例外に本当に含まれるのか。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>広島県の農業会議にも利用計画図を確認していただきまして、不許可の例外に該当するだろうとの回答を受けております。</p> <p>「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者」という文言には、支店や営業所を持つものも含まれます。</p> <p>どこまでを周辺とみるかについては、おおむね 2 km 以内となっております。</p> <p>この度の申請では除外後の転用事業者が建築会社の方で、2 km 以内に営業所を持っておられます。</p>

5 番三吉委員	<p>モデルルームが業務上必要な施設だというのなら、不動産会社や建築会社が一旦モデルルームを建てて何年か経ったら崩して家を建てるという可能性がある。</p> <p>そういう元第1種農地の転売があり得るということを広島県も農業委員会も OK という解釈でよいのか。もう少し慎重にすべきでは。</p> <p>農地法の中で OK なら仕方ないことだが拡大解釈をするのは必要ないと個人的には思う。今回みたいに建築業者が4筆もまとめて買うのは特に気になる。</p>
2 番原田委員	<p>私は三吉さんがおっしゃるようなことをそこまで考えていなかった。現実問題として現地を見たときに荒れた農地で管理者は遠保に住んでいて十分な管理が出来ていないというのと、山に接して並んでいる圃場なので集団性は保たれるということで判断した。</p> <p>有効活用という観点からもあのまま荒らすのはもったいないし、そういった条件で除外できると判断した。</p>
3 番堀江委員	<p>三吉さんのおっしゃられたとおり、不動産会社、建築会社がモデルルームを建てて、そのうち分譲住宅になるようなことはあり得ると思う。</p> <p>何年か後に別な用途で使われるのではないかという懸念はしている。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p>
4 番木村委員	<p>現状は荒れているようだが、農地としてまとまった地域にある農地を民間の営利目的としたものに転用するのは今までの段階的に早すぎるのではないか。</p> <p>第1種農地でも今のような山の中でどうしようもないところは太陽光にしても仕方ないのでという考えを持っているから、太陽光はだめで今回のような目的はいいというのは理解できない。</p>
議長	<p>申請地以外の他の土地を求めることはできなかったのか。</p>
農業振興課職員	<p>代替地の検討もしましたが、いずれも第1種農地で圃場整備実施地区の中心であるため適さないということで、端にある申請地で申請されています。</p>
議長	<p>農業振興課も一緒になって農地の利用の仕方は考えていかないといけないと思う。特に第1種農地についても荒れてきているのが現状だが、これを業者が言う通り転用していくのはどうなのか。</p>
農業振興課長	<p>農振除外の段階で転用が可能かを含めて確認する中で、その判断を事前に広島県農業会議と話をさせてもらってはいるが、総会の中で多くの意見をいただいた。</p>

議長	<p>今までの意見をまとめて回答していただいて、その後検討していきたいと思います。</p> <p>第1種農地については集落があるのか等が分かる位置図を付けてほしい。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>ないようですので採決に移らせていただきます。</p> <p>意見の多かった位置番号11は別に採決いたします。</p> <p>「庄原農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更の承認」について、位置番号11以外について一括で採決したいと思います。これにご異議はございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>それでは位置番号11以外について、提案の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、承認されました。</p>
議長	<p>それでは位置番号11について、提案の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手少数でしたので、意見を付けて回答いたします。</p>
議長	<p>続きまして、議案第8号「庄原市農地利用最適化推進委員の辞任に同意を求めること」について、上程いたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>渡部徹推進委員から令和3年12月31日をもって庄原市農地利用最適化推進委員を辞職したい旨の願いが提出されたので、農業委員会等に関する法律第23条の規定により農業委員会の同意を求めるものです。</p> <p>辞職理由といたしましては、病気の診断を受けられて現在治療中で現地確認などの委員活動に支障をきたすので辞任を申し入れられたとのことです。</p>
議長	<p>ご質問はございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>

議長	<p>それでは、「庄原市農地利用最適化推進委員の辞任に同意を求めること」について同意する委員の挙手をお願いします。</p> <p>挙手全員、同意されました。</p>
議長	<p>以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議をすべて終了いたします。</p>
議長	<p>続いて、会長報告です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 12月6日 女性協議会 役員会 ・ 7日 中四国ブロック会長会議 ・ 8日 ウーマンネット研修 ・ 10日 市長へ意見書提出 ・ 13日 女性協議会 研修会 ・ 14・23日 非農地 現地確認 ・ 17日 常設審議委員会 ・ 20日 女性委員登用推進会議 打合せ ・ 28日 広島市に女性委員登用の要請へ <p>について報告を行った。</p>
青才委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性委員研修会 <p>について報告を行った。</p>
議長	<p>引き続き「その他」について事務局の説明を求めます。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(その他事項について資料にて説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第8回役員会 ・ 意見書提出 ・ 今後の主な日程 <p>について報告を行った。</p>
議長	<p>皆様から他にご意見等ございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>以上で本日の日程をすべて終了しました。</p> <p>これをもって、第10回農業委員会総会を閉会といたします。(午後3時45分)</p>

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和4年1月5日

議 長
(道下 和子) _____

2 番委員
(原田 實夫) _____

3 番委員
(堀江 唯雄) _____